

主要農作物種子法案 新旧対照表

○農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農業資材事業に係る事業環境の整備）</p> <p>第八条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>一 三 〔略〕</p> <p>（削る）</p>	<p>（農業資材事業に係る事業環境の整備）</p> <p>第八条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>一 三 〔略〕</p> <p>四 種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること</p>